

THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, July 30th, 1956. No. 293.

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十一年七月三十日發行（毎月一回三十日發行）
通卷第二九三号

關西大學學報

昭和31年7月 第 2 9 3 号



學園風景（千里山）

關西大學學報局

大學の自治

——判例に現われたその法的根拠——

春原源太郎

ために概要を摘要すると、

大学自治の限界は一般的に言えば社会と大学との関係であるが、具体的には警察権との関係として論ぜられる。即ちどんな場合に警察権の不当な干渉を排除して、大学の自由が守られねばならないかということになる。

研究の自由は時に各種の誤解を生ずることがあるが、そのために不当な干渉によって妨げられるとすれば、大学は単に既成学問の教科書的伝達機関に堕する。われわれは全体主義強压下にあって、学問の自由も大学の自治も認められなかつた時代を体験した。本学にも憲兵的学内侵犯を不當とし、憤然として学園を去つた人のあつたことは今では想ひ出の一つとなつたであろう。

これら一般的な問題を論じようとするのではないが、最近東京高等裁判所が昭和二十七年二月に起つた東京大学「ボロ座」事件について、直接大学の自治と警察権の問題を取上げて、かなり詳細に論じているので、問題点を紹介してみる。

この事件は第一審東京地方裁判所の無罪判決（昭二十九・二）に対し、検察官から控訴し第二審東京高等裁判所は控訴棄却を言渡した（昭三一・五・八）ものであるが、事件は五年も前のことであるし、内容を理解する

め同大学構内においても予てより学生や教職員の身許、思想傾向および背景関係等を調査し、学内諸団体の集会状況、団体役員の動向等も不斷に監視しており、そのため同大学の自治は実質上相當重大な抑制を受けるので、同大学当局の教職員のみならず学生中にも心あるものは、之によつて学問の自由を阻害されることを憂い、右警察官等の学内潜入の排除方を屢々大学当局に訴えつゝある有様なりしころ」と言つてゐる。

当日潜入した巡査に対し学生が警察手帖の呈示を求め、巡査のオーバーを引つぱたりしたというので、暴力行為等処罰に関する法律違反に問われた事件である。

判決はかなり大胆に警察権と大学自治の関係に触れ、根本的に考えるべきであるとして、大学自治の積極面と消極面とに分けて論じてゐる。

積極面というのは、大学は学長の管掌権限を中心として、その大学内における研究および教育上教職員、学生の真理探求又は人間育成の目的に向い、一定の規則に従つて自治活動をなすことであり、消極面は「外部との関係において政治的又は警察的権力は治安維持の名下に無制限に大学構内における諸事態に対し活動することは許されず、たとえ客観的には警察的活動の対象となるが如き外觀の事実ある場合にも、それが大学構内在り教育や研究室内におけるものなる場合には事情のゆるす限り、先づ大学当局自らの監護と指導とに委ねて解決を図り、同当局の処理に堪えず又は極めて不適当なものとして同当局より要請ある場合初めて警察当局が大学当局指定の学内の場所に出動するを妨げずとする」にある。

裁判所は右の積極面は大学の性格として当然承認さ

れてきたことであり、消極面も大学自治の実態として公知の事実であるとし、若し警察活動の対象事実が存在する限り、大学内にも隨時隨所に警察権を発動し得るものとすれば、大学の生命である学問、教育の事業は実際に警察権の下に屈従を余儀なくされて、到底その自由と公正との保持が不能となる危険があり、これを排除するために大学自治の観念は自然醸成されたものであるというのである。

そこであらためて問題になるのは警察は公共の秩序維持を任務とする。大学の自治を尊重するとすれば、そのために警察権行使の限界を画することが問題となる。

一例として、東京都では一般公衆の自由参加を認めない学生等特定者を対象として催される場合には、東京都の集会条例による許可を要しないことと文部省と都警視総監と協議成立した旨次官通達となつてゐる。

警察当局から見て、学生をも含めた大学——というよりも具体的には学者と学生——に若干警察活動の対象を以て目せられる事態があるとしても、その予防又は除去のため直に大学の使命とする学問や教育の実質を害する程度の警察活動を及ぼすが如きことは、警察権の限界を越えるもので、この調和を警察比例の原則といい、公共の秩序維持のための警察権は、除去を要する障害と適当な比例を保つべきであると述べている。言いかえれば、この原則の適用は警察当局の一方的判断に任さるべきではない。

ボロ座事件で入場券を購入して、査察の目的で潜入した警察官の行動は、公務の執行でもなく、個人的な理由でなく警察目的のため入場したとしても、それは大学自治の法益を侵害したもので、学生の行動は原

則的には行き過ぎではないとし、たまたま多少の行き過ぎがあつたとしても、憲法的法益比例の上から、これを排除するための防衛行為は認められねばならないとする。こゝに大学自治の法益なる観念を取り上げて論じられていることは注目すべきである。

裁判長は刑法の久礼田益喜氏で、正面から大学自治の問題に取り組み、警察権との限界を論じた判決は珍しい。憲法的法秩序にまで論及された判決理論には、尚いくつかの問題を含んでいたと考えるが、大学自治の原則はいかにして成立し、どのように保護されているか、常識的理窟から法律的理窟にまで進めておこう。判決は「大学自治そのものが久しきに亘る慣行の末、今や憲法及び法律の積極的な保護をうけて既に確定的な法律制度」となつていて、憲法的秩序として獲得し確立していることを大学の内部においてあらためて認識すべきであろう。(理事)

海外の大学より ハーヴィード大学授業料値上

ハーヴィード大学では、一九五六年度により授業料を、学部での八〇〇ドルを一、〇〇〇ドルに、大学院で七〇〇ドルを八〇〇ドルに値上げすることになった。

なお過去二十七年間における同大学の授業料は、

一九二九年から四八年迄	四〇〇ドル
一九四八年から四九年年度	五一五ドル
一九四九年から五三年迄	六〇〇ドル
一九五三年から五六年迄	八〇〇ドル

と漸次上昇している。

(海外資料より、出版部)

關西大學法學史學會
經濟學會經濟史研究室 共編

大阪周邊の村落史料(第一輯)
(庄屋留書)

A5版 二二〇頁 フランス綴箱入

關西大學出版部刊行

本書は本学圖書館に所蔵される貴重な村落史料のうち、特に大阪周辺のものを經めて、関係學界に提供し、それぞれの分野における研究に寄与せんとして公刊されるものである。

第一輯は特に法制史及び經濟史關係のものを選んだが、唯これらのみならず、一般史学やその特殊研究部門にも裨益するところ多大なものがあると信する。大方の御高覽を乞う。

なお第二輯は目下印刷中であるが、これには「肥耕、押借銀及頼母子」關係のものを選択集録している。

(なお御入用の方は大學出版部へ直接御注文下さい) 領金四〇〇円

昭和31年 昭和28年度版を 増補・改訂しました 同窓との親睦連絡に ぜひ御利用下さい —収載人員二六〇〇〇余名—

B5判
(送料當方負担)
実費領価六〇〇〇円
大阪市大淀区長柄中通二丁目一二八七五番

申込先 關西大學校友課

振替 大阪

一二八七五番

關西大學 法學論集（近日刊行）

關西大學經濟論集
二九〇貳・かがり巻表紙
頒価 金三百五十円

創立七十周年記念特輯

創立七十周年記念特輯

創立七十周年記念特輯

年記念特輯

關西大學法學論集（近日刊行）創立七十周年記念特輯

關西大學商學論集
創立七十周年記念特輯

頒佈 金三百五十円

内 容	イエリネック国家学の分裂
憲法裁判について	岩崎卯一
人権宣言の民族主権	中谷敬壽
国家保障論	池田堅十
多元的平和――	堀謙三
工業所有権侵害論に関する序章	内田修
――特に特許権の本質についての吟味――	植田重平
錯誤理論の考察	植田義勝
原因において自由なる行為	中和田豊二
私法の解釈	木村健助
氏名の制度	福島四郎
相続財産の取得	明石三郎
古代ローマに於ける自力救済	西本寛一
株券発行前の株式の譲渡	堀定太郎
アメリカ法における造船契約について	岩本慧
商法に於ける當利の概念	石尾芳久
古記の解釈	

二四〇頁・かがり巻表紙
領価 金三百五十円

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭三十一年七月三十日発行(毎月一回三十日発行)

關西大學學報 第二九三號 七月號

關西大學出版部
大阪市長柄中通二丁目
所壳發行者